

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成23年度の保険料のお支払いについて

後期高齢者医療制度は、加入者（被保険者）のみなさんが負担する保険料により成り立っています。保険料は、みなさんが将来にわたり、安心して医療を受けるための貴重な財源です。今後とも保険料をお支払いいただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

平成23年度の保険料額は、6月に個別にお知らせします

◆平成23年度保険料の計算方法（保険料率は平成22年度と変わりません）

均等割 【1人当たりの額】 44,192円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成22年中の所得-33万円) × 10.28%	=	1年間の保険料 (100円未満切捨て)
---	---	--	---	-------------------------------

- 1年間の保険料の上限額は50万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

◆保険料の軽減

① 均等割の軽減（年額）

- 軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

《所得に応じて、均等割44,192円が以下のとおり軽減されます》

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	【年額】 4,419円 (39,773円軽減)
33万円	8.5割軽減	【年額】 6,628円 (37,564円軽減)
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の加入者数) ※単身世帯の方は該当しません。	5割軽減	【年額】 22,096円 (22,096円軽減)
33万円 + (35万円 × 世帯の加入者数)	2割軽減	【年額】 35,353円 (8,839円軽減)

② 所得割の軽減

被保険者個人の所得で計算します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
取得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。

※ 被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

◆保険料のお支払い方法

保険料のお支払い方法を選ぶことができます

年金からのお支払い (手続きの必要はありません)

次のいずれかに当てはまる方は「年金からのお支払い」ができないため、「納入通書」や「口座振替」によりお支払いください。

- ① 年金額が18万円未満の方（介護保険料が年金から引かれていない方）
- ② 介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計が、介護保険料が引かれている年金額の半分以上を超える方。

※ この制度への加入直後は、「年金からのお支払い」はできません。「納入通知書」や「口座振替」でお支払いください。

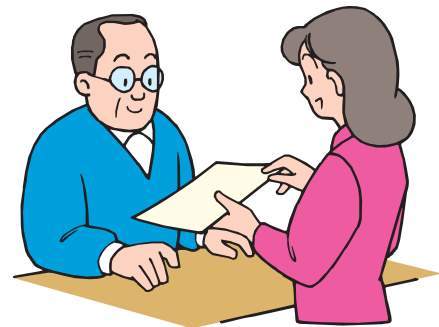
※ 「年金からのお支払い」に切り替わるときは、別途ご案内します。

口座振替 (手続きが必要です)

希望される方は、町民課高齢者医療係までお申し出ください。

【手続きに必要なもの】

- ① 本人の保険証
- ② 預金通帳
- ③ 届け印



※保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。

◆保険料の減免

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

保険料のお支払いが困難な場合は、町民課高齢者医療係へご相談ください。

東日本大震災に被災された後期高齢者医療保険の被保険者の皆様へ

東日本大震災に被災された被保険者につきましては、下記のとおり対応します。

◆保険証について

現在、保険証を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険証をお持ちでない場合、氏名・生年月日・住所を医療機関にお申し出いただくことで受診できる取扱いとなっていますが、平成23年7月1日からは、通常どおり、保険証の提示が必要になります。保険証の再交付を希望される方は町民課高齢者医療係にお問い合わせください。

◆保険料や医療機関へのお支払いが困難な方について

住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けたことにより、保険料や医療機関へのお支払い（一部負担金）が困難となった方については、申請により、減額、免除または徴収猶予が受けられる場合があります。また、年金から保険料をお支払いすることが困難な場合については、「口座振替」や「納入通知書」によるお支払いに変更することもできます。

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
(☎011-290-5601)

町民課高齢者医療係
(☎【幕】54-6602)